

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 農林中金バリューインベストメンツ株式会社
(代表者) 代表取締役社長 酒見 直秀

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025 年 3 月末現在)

- ① 資本金の額 : 444 百万円
- ② 発行可能株式総数 : 64,000 株
- ③ 発行済み株式総数 : 17,297 株
- ④ 過去 5 年間における主な資本金の増減 : -

(2) 会社の意思決定機関 (2025 年 3 月末現在)

① 会社等の意思決定機構

- ・ 定款に基づき、株主総会において 3 名以上の取締役が選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行い、累積投票によらないものとします。
- ・ 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとします。
- ・ 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定し、代表取締役が 2 名以上ある場合は、各自会社を代表します。また、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができます。
- ・ 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会規則において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に発

します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

・取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。また、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができます。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

② 投資運用の意思決定機構

・取締役会は、投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方法書に定めた事項以外のもので投資運用業における重要な運用方針を決定します。

・ポートフォリオ運営会議は、投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、①投資適格対象銘柄、②当該各銘柄への投資比率、③キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。

・投資判断責任者は、資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年3月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	12	101,131
合計	12	101,131

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3. 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 11 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,267,180	※2 1,729,849
前払費用	27,623	20,432
未収委託者報酬	345,103	209,410
未収投資助言報酬	428,768	421,462
未収収益	-	4,812
未収消費税	-	29,281
未収還付法人税等	-	13,015
その他	2,602	75
流動資産合計	3,071,277	2,428,339
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 27,312	※1 27,156
器具備品	※1 36,177	※1 23,832
有形固定資産合計	63,490	50,989
無形固定資産		
ソフトウェア	22,794	19,157
ソフトウェア仮勘定	-	10,367
無形固定資産合計	22,794	29,525
投資その他の資産		
長期差入保証金	58,113	56,335
繰延税金資産	37,693	27,879
投資その他の資産合計	95,806	84,215
固定資産合計	182,091	164,729
資産合計	3,253,369	2,593,069

(単位：千円)

	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,423	2,165
未払金	※2 23,325	※2 22,137
未払費用	1,999	1,571
未払法人税等	235,890	5,133
未払消費税等	34,085	11,447
賞与引当金	60,215	65,286
その他	-	6
流動負債合計	357,940	107,747
負債合計	357,940	107,747
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	444,307	444,307
資本剰余金		
資本準備金	444,307	444,307
資本剰余金合計	444,307	444,307
利益剰余金		
その他利益剰余金	2,006,814	1,596,706
繰越利益剰余金	2,006,814	1,596,706
利益剰余金合計	2,006,814	1,596,706
株主資本合計	2,895,429	2,485,321
純資産合計	2,895,429	2,485,321
負債純資産合計	3,253,369	2,593,069

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第11期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	879,722	745,598
運用受託報酬	318,311	-
投資助言報酬	1,261,425	1,227,427
コンサルティング収入	-	10,000
営業収益合計	2,459,459	1,983,026
営業費用		
支払手数料	184,956	251,164
広告宣伝費	135,230	130,377
調査費	95,819	102,630
情報利用料	93,098	101,145
新聞図書費	1,988	861
その他の調査費	731	623
営業雑経費	20,307	24,546
営業費用合計	436,313	508,718
一般管理費		
給料	447,712	492,963
役員報酬	65,285	65,465
給料・手当	282,040	307,586
賞与	100,386	119,911
法定福利費	57,197	60,805
福利厚生費	915	1,566
交際費	4,087	2,784
寄付金	11,000	1,000
旅費交通費	32,417	47,821
租税公課	26,736	19,179
不動産関係費	67,797	68,815
不動産賃借料	65,815	65,815
その他の不動産関係費	1,982	2,999
退職給付費用	19,058	18,379
固定資産減価償却費	33,308	30,254
諸経費	35,435	51,696
業務委託費	28,372	44,151
消耗品費	3,551	3,524
その他	3,511	4,020
一般管理費計	735,667	795,265
営業利益	1,287,478	679,042
営業外収益		
その他	4,621	2,827
営業外収益合計	4,621	2,827
経常利益	1,292,100	681,869
税引前当期純利益	1,292,100	681,869
法人税、住民税及び事業税	398,603	186,748
法人税等調整額	1,925	9,814
法人税等合計	396,677	196,563
当期純利益	895,422	485,306

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	1,932,774	1,932,774	2,821,388	2,821,388
当期変動額								
剰余金の配当					821,382	821,382	821,382	821,382
当期純利益					895,422	895,422	895,422	895,422
当期変動額合計	-	-	-	-	74,040	74,040	74,040	74,040
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	2,006,814	2,006,814	2,895,429	2,895,429

第11期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	2,006,814	2,006,814	2,895,429	2,895,429
当期変動額								
剰余金の配当					895,413	895,413	895,413	895,413
当期純利益					485,306	485,306	485,306	485,306
当期変動額合計	-	-	-	-	410,107	410,107	410,107	410,107
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	1,596,706	1,596,706	2,485,321	2,485,321

【注記事項】

(重要な会計方針の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益の計上基準

主な収益である、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬にかかる管理報酬について、一定期間にわたる契約履行義務の充足状況に応じて収益を認識しております。成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識され、当該報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
建物	10,750千円	13,297千円
器具備品	91,827千円	107,778千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
預金	852,529千円	294,250千円
未払金	4,750千円	3,875千円

(損益計算書に関する注記)

※1 関係会社に対する主な取引

	第10期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第11期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
運用受託報酬	318,311千円	-千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第10期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	17,297	-	-	17,297
合計 (株)	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	821,382	47,487.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	895,413	利益剰余金	51,767.00	2024年3月31日	2024年6月28日

第11期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	17,297	-	-	17,297
合計（株）	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	895,413	51,767.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	485,319	利益剰余金	28,058.00	2025年3月31日	2025年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 確定拠出制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、前年度より企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 8,770 千円であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	18,438千円	19,990千円
投資信託協会入会金	76千円	-千円
未払事業税	12,357千円	1,526千円
長期差入保証金	2,358千円	2,987千円
減価償却超過額	3,009千円	1,944千円
その他	1,454千円	1,429千円
繰延税金資産合計	37,693千円	27,879千円
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	37,693千円	27,879千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第10期 (2024年3月31日)	第11期 (2025年3月31日)
法定実効税率	—%	30.6%
(調整)	—%	
法人税額の特別控除	—%	△1.7%
交際費等の損金不算入額	—%	0.3%
その他	—%	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	28.8%

(注) 第10期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年4月1日

以降を開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%から 31.52%に変動いたします。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務に関する注記)

第10期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第11期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	第10期会計期間 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第11期会計期間 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	379,145	588,559
運用受託報酬	318,311	-
投資助言報酬	1,164,109	1,121,202
コンサルティング収入	-	10,000
成功報酬	597,892	263,264
営業収益合計	2,459,459	1,983,026

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬および投資助言報酬に含めて表示しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第10期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 及び第11期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第10期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
987,697	447,280	144,759	1,579,737

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	318,311	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	447,280	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	669,385	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	144,759	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

第11期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
796,741	320,797	119,888	1,237,427

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	-	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	320,797	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	786,741	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	119,888	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第10期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引 の受任等	運用受託 報酬受領	318,311	未収運用 受託報酬	-
同一の親 会社を持 つ会社	農林中金全共 連アセットマ ネジメント㈱	東京都千代田区	1,466	金融業	-	投資助言取引 の受任等	投資助言 報酬受領	669,385	未収投資 助言報酬	248,906

第11期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引 の受任等	運用受託 報酬受領	-	未収運用 受託報酬	-
同一の親 会社を持 つ会社	農林中金全共 連アセットマ ネジメント㈱	東京都千代田区	1,466	金融業	-	投資助言取引 の受任等	投資助言 報酬受領	786,741	未収投資 助言報酬	311,277

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関連当事者との価格その他の取引条件について、一般取引条件を勘案し決定しております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて
おります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

	第10期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第11期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	167,394円86銭	143,685円13銭
1株当たり当期純利益	51,767円51銭	28,057円26銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しており
ません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第10期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月 31日)	第11期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月 31日)
当期純利益 (千円)	895,422	485,306
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	895,422	485,306
普通株式の期中平均株式数 (株)	17,297	17,297

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額 (千円)	2,895,429	2,485,321
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,895,429	2,485,321
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (株)	17,297	17,297

公開日 2025年8月20日
作成基準日 2025年6月24日

本店所在地 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル14階
お問い合わせ先 農林中金バリューストメンツ株式会社 総務部

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

農林中金バリューストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

麻 敦哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金バリューストメンツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金バリューストメンツ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)

- 1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。